

令和5年第2回東北町議会定例会会議録

令和5年6月6日（火曜日）午前10時00分開議

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○議長（岡山粕男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は4名であります。

通告順に発言を許します。

10番、市川俊光議員は、一問一答方式による一般質問です。市川俊光議員の発言を許します。

〔10番 市川俊光君登壇〕

○10番（市川俊光君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の市川俊光です。早速一般質問に入らせていただきます。

最初の質問は、小川原湖を在日米軍の訓練区域として提供することについて質問をいたします。一昨年、米軍横田基地所属のC V-22オスプレイが、何の連絡もなく小川原湖上で訓練を行っていたことが明らかになりました。これに対しては、町や漁協などが抗議を行っています。日米合同委員会は、こうした事態を踏まえて、昨年は小川原湖の7分の1の区域を在日米軍の訓練区域として指定し、地元への通告を行った上でC V-22オスプレイの訓練を実施いたしました。そして、今年も小川原湖の7分の1を訓練区域として指定して、1回目の訓練が今年12日と14日に行われようとしています。

小川原湖を在日米軍の訓練区域として提供することについて3点質問をいたします。1点目、防衛省は4月20日、昨年に引き続いて小川原湖の約7分の1に当たる9.1平方キロメートルの区域を在日米軍の訓練区域として提供することを発表しました。このことについて、町はどのように対応するのか、お考え

をお聞かせください。

2点目、今回日米合同委員会で合意された内容によると、訓練期間が昨年より2か月延長されて12月まで、1回の訓練時間が昨年より2時間延長されて6時間になっています。これは、小川原湖の軍事利用が昨年に増してさらに拡大されている内容であると考えます。町は、こうした小川原湖の軍事利用の拡大を容認するのか、お考えをお聞かせください。

3点目、米軍戦闘機の訓練では、安全をうたいながら、現実には重大な事故が繰り返されています。こうした実態を踏まえれば、小川原湖の水域をC V-22オスプレイの訓練区域として提供することは、大きなリスクが伴うことと考えます。町としては、このまま小川原湖での米軍の訓練を容認する姿勢を取り続けるのか、お考えをお聞かせください。

次に、小川原通跨線橋の通行止めに関わる問題について質問をいたします。小川原通跨線橋が老朽化によって通行止めになって1年半が過ぎようとしています。対面通行ができる幅の広い新しい橋への架け替えに向けて、町としてご尽力されていることに、地元地域の住民の一人として深く感謝を申し上げます。

今年2月に町からの地元集落への説明会も開催されましたが、橋の架け替えへの課題は多大であり、橋を利用できない期間は相当長期にわたるものと受け止めています。この1年半の通行止めでも、地域の様々な活動への影響は大きく、この先、地域がどう変化していくのか、とても心配されるところです。

そこで、小川原通跨線橋の通行止めによる地域への影響に対する対応策について1点質問いたします。小川原通跨線橋の通行止めが長期にわたる様相となっている中、通行止めによって集落内で営業している店舗などへの来客が大きく減っています。集落内の各店舗や主要施設への人の往来を誘導するよう、案内板を設置することはできないでしょうか。町としての対応をお答えください。

最後に、行政連絡員、補助員の活動について質問いたします。町内の集落や地域ごとに住民の自治組織として町内会が組織されています。町内会の運営は、住民のボランティア的活動によって支えられていますが、全国的に担い手不足が進み、活動の継承が難しくなっているのが実情のようです。町内会の活動が住民の参加しやすいものになるよう改革を進めることが共通の課題になっていると考えます。

町内会の活動には、行政もとても深く関わっています。町から、町内会長は行政連絡員として、班長は補助員として委嘱され、行政と町民の橋渡しの役割を担っています。

この行政連絡員、補助員の職務の改善について1点だけお尋ねします。東北町行政連絡員設置規則によると、行政連絡員の職務は、1、広報紙、選挙公報等の配布に関する事、2、その他書類の配布、収集及び連絡等に関する事とされています。しかし、実際には、こうした職務とともに、募金活動などの現金を取り扱う活動も担わされ、そのことが行政連絡員、補助員になることへの抵抗が生じる要因にもなっていると聞きます。金銭を取り扱う活動では、思いがけないトラブルが起こらないとも限りません。これを防止する観点からも、行政連絡員、補助員には金銭の取扱いを委任しないよう改めるべきではないでしょうか。行政連絡員、補助員の職務の負担改善、トラブル防止に取り組むお考えがあるのかお答え願います。

以上、質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（岡山粕男君） 町長。

〔町長 長久保耕治君登壇〕

○町長（長久保耕治君） それでは、10番、市川俊光議員のご質問にお答えをいたします。

一般質問通告のありました質問事項1の小川原湖を在日米軍の訓練区域として提供することについてお答えをいたします。まず、質問要旨の1点目、防衛省は、昨年に引き続き小川原湖の約9.1平方キロメートルを在日米軍の訓練区域として提供することを発表した。町としての対応をお答えくださいについてであります。小川原湖での訓練区域を提供することについて、町としては令和3年の訓練開始時から、訓練に際し安全を確保すること、訓練日時等について速やかに情報提供をすること、漁業に影響が出ないようにすることなどを要望してまいりましたが、今後も引き続き国に対し、強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、質問要旨の2点目、今回の訓練区域の提供では、訓練期間と訓練時間が昨年より延長されている。小川原湖の軍事利用が拡大していると考えますが、町は容認するのかについてであります。本訓練については、国を通じて、本

訓練の主たる目的は、日本における人道支援、災害対応並びに不測の事態の際の人命救助に対応するための訓練であること。また、訓練期間と訓練時間の延長については、気象状況により訓練を実施できない場合があることなどを考慮して訓練期間と訓練時間を定めたことであると説明を受けているところであり、町としては、小川原湖の軍事利用が拡大しているかについては、国防に関する事、日本国とアメリカ合衆国との間で合意した内容であることから、答える立場にないと考えております。

ただし、訓練の状況や今後の動向を注視していきながら、訓練時には、職員による現地で訓練状況の確認を行うなど、国と連携しながら、今後どのように対応すべきか考えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

次に、質問要旨の3点目、小川原湖水域をオスプレイの訓練区域として提供することは大きなリスクが伴うことと考えるが、町としては容認する姿勢を取り続けるのかについてであります。小川原湖水域を訓練区域として提供することについては、日本国とアメリカ合衆国とで合意した内容であることから、訓練区域として提供することへの是非については答える立場にないと考えております。先ほども申し上げましたが、訓練の状況を注視しながら、国と連携し、町としてどのような対応ができるか引き続き検討していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

次に、質問事項2の小川原通跨線橋の通行止めに関わる問題についてお答えいたします。質問要旨の小川原通跨線橋の通行止めが長期にわたる様相となっているが、通行止めによって集落内で営業している店舗への来客が減っている。各店舗や主要施設へ誘導する案内板を設置することはできないかについてであります。小川原通跨線橋が通行止めとなって1年半が経過し、町民の皆様にご不便をおかけをしているところであります。案内板の設置については、今後店舗や主要施設及び県などとの協議を行いながら、設置が可能かどうか検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

次に、質問事項3の行政連絡員、補助員の活動についてお答えをいたします。質問要旨の町の配布物とともに依頼される募金など現金を扱う活動が行政連絡員、補助員の負担となっている。金銭のトラブル防止などの観点からも、現金を扱う活動の依頼は行わないよう改めるべきではないかについてであります。

行政連絡員の職務は、先ほど議員のほうからもご紹介がありましたように、広報紙、選挙公報等に関する事、その他書類の配布、収集及び連絡等に関する事になっております。当町では、行政連絡員と町内会長が同一のケースがほとんどであり、募金など現金を扱う事案については、町側から町内会長にご協力をいただいている状況でございます。4月に開催いたしました行政連絡員会議においても、その旨お願いをしたところでございます。募金など現金を扱う業務が負担となっていることは承知をしておりますが、今後もご理解をいただきながら、ご協力をお願いしたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） 最初の質問についてですが、このたびの在日米軍への訓練区域の提供について、町はどのように対応するのかということで、申入れはしたというふうに思いますけれども、さっき後のほうの質問で、監視等もやっていくというお話ありましたけれども、具体的に今回の訓練区域の提供に対して対応する中身をしっかりとお答えください。

○議長（岡山粕男君） 建設課長。

○建設課長（附田誠吾君） それでは、お答えしたいと思います。

今回12日と14日に2回行われることとなっておりますが、3時半から防衛省の職員と町の職員とが連携しながら現地のほうで立ち会い、どのような訓練をしているか目視し確認して、今後どういう形で訓練が行われているのかというのを的確に把握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） 3時半から6時間ですので、9時半まで行われるわけですがけれども、この2日間、3時半から9時半まで町の職員が立ち会うということでよろしいのですね。

○議長（岡山粕男君） 建設課長。

○建設課長（附田誠吾君） お答えさせていただきます。

そのとおりでございます。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） 訓練に対しての対応は、今言われた内容であると受け止めます。

2点目の質問ですが、昨年よりも2時間、時間が長くなっています。訓練期間も12月まで設定されている。これは、昨年は10月までの設定で、2回の訓練が行われました。今回12月までということになると、さらに数が増えるのだというふうに思いますけれども、これはやはりそれだけ町や漁業、小川原湖に関することへの影響が拡大しているというふうに考えるのですが、そう受け止めていらっしゃいますか。

○議長（岡山粕男君） 建設課長。

○建設課長（附田誠吾君） お答えさせていただきます。

昨年度も、計画時間については4回計画されております。その期間中に、天候不良等で2回実施されなかったと。それで時間につきましても、気象状況が悪かったせいで延長されたときが1度ございました。そのことを踏まえながら、今回は時間を延長したいというようなお話でしたので、軍事拡大の利用というよりは、安全に考慮しているのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○1番（岡山粕男君） 昨年は10月までの設定で2回行った。10月までの設定だったから、その条件の範囲での訓練でとどまったということになります。何回やりたかったかというのは、向こうの意向もあるでしょうけれども、ただ今回12月まで設定すれば、さらに制限の枠が広がったわけですから、訓練の回数が増えるということを条件として許すということになるのだと思うのですけれども、それはやっぱりこれまでの制限より広げて訓練していいですよということになっていると思うのですが、そうですね。

○議長（岡山粕男君） 建設課長。

○建設課長（附田誠吾君） お答えさせていただきます。

期間については、安全を配慮して期間を設定しているということで、回数が4回ですので、拡大されているというようなことではないと受け止めております。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） 4回の訓練ですが、最初の年なのか、それまでもやっていたのかというのは判然としませんが、一昨年は何の制限もないというのか、とにかくやっているのが発見されたという、明らかになったというのが一昨年で、それを受けて、昨年はこの期間、この時間、この回数でやりますという枠をつくったのです。それが今年になったら、時間を広げます、期間を広げますとなってきているのです。在日米軍の思いとしては、町も抗議しなければ、漁協も抗議しなければ、思いどおりに小川原湖で訓練したかった、できたはずなのだけれども、抗議があったから枠をつくって、この範囲でと、それはそれなりに配慮しなければならないという思いで、そうしたのだと思います。今年になったら、それが広げられたということになります。町としての姿勢、現地としての姿勢がはっきりしないと、やっぱりこれが際限なく広がっていく可能性があるのではないのかなというふうに思うのが自然ではないのかなと思うのです。これに対して、利用が拡大されているという認識を持っているかどうかというのが大事なところなのですが、それはいかな受け止めをしているのでしょうか。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

先ほど来担当課がいろいろとご説明をしておりますが、まず市川議員のほうも多少ご認識されている部分があると思います。町として、また漁協として、しっかりした安全性に配慮するということの中身の中には、いわゆるなりわいに対する影響、また町としては小川原湖は観光の部分もあります。イベント等でも使われますので、そういった部分に配慮して、そういった期間はそういったことをしないでくださいねというふうなことを強く要望させていただいております。

そういった中で、回数がそのまま、時間や期間を長くするということは、ある意味、幅を持たせながら安全性に細心の配慮をします。むしろ配慮するという思い、我々にそういった部分をおもんぱかっているというふうな形で私は捉えておりますので、そういった部分の中ではこの4回というのも、最大で4回ということで、昨年はいろいろな部分があって2回にとどめられている部分

もありますので、恐らくはそういった部分の中で最大にしてという最大公約数の話をされていると思いますので、そこはしっかり町としても受け止めながら、注意する部分は注意して、安全性に配慮するよう再度申立てをしながら、先ほどこちらのほうで説明したように、職員をしっかりと配備しながら見守るという形で対応したいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） おもんぱかってというふうに、町長の側から在日米軍をおもんぱかっていらっしゃるという、そのお気持ちがよく伝わってきました。

町長の今の答弁だと、回数がそのままであるということに、拡大でないというところの要因を置いているというふうに受け止めました。そうすると、今後この回数はどうなっていくかということが非常に注目されるというふうに私は受け止めました。そのことをまず確認しておきたいと思います。

質問3点目の訓練自体がやはり、小川原湖でのオスプレイの訓練なのですが、米軍の戦闘機の訓練は、全て安全に配慮してやられているはずですが、実際には、この地域では2018年2月、シジミ漁真っ最中の、漁をしている目と鼻の先に燃料タンクが投下されるということが起こりました。その後も六ヶ所村の大変小川原湖に近い地域、小学校と中学校から1キロぐらいしか離れていないところに模擬弾が投下されるということが起こりました。最近では、深浦町に燃料タンクが投下された。民家の目と鼻の先に場所です。どれも人命に関わる重大な事態と紙一重の事故です。小川原湖自体は禁漁になって被害が出たわけですがけれども、よく大きな被害にならなかったというような被害が起こっていました。

オスプレイの訓練にしても、先ほど町長は人道支援だという説明を受けたというのだけれども、本当にそんな説明したのかなと私は不思議に思います。オスプレイのCV-22は、特殊作戦を任務にしている戦闘機です。敵地に侵入して隊員が作戦展開するという、そういう任務を持っている戦闘機です。ですから、小川原湖でやっている水面すれすれに飛ぶ訓練も、ホバリングしてつり上げる訓練も、あれは全て敵地に入ったときにどういう対処するかという訓練をやっているわけです。そういうぎりぎりですらどういう活動するかという訓練をやっている戦闘機ですので、当然安全に配慮はするけれども、万が一というのは

これまでの例から見ても起こり得るといふふうに受け止めて見ていく必要があるのだと思うのです。

安全に配慮するを、全てこれは安全が担保されたといふふうに受け止めているのかどうなのか、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

訓練ですので、訓練の中で、そういった形の中で安全にしっかり配慮して行うといふふうな形での報告を受けておりますので、当然そこはやはり防衛省、また米軍を信頼して、我々としても受け止めるといふふうなことではなかなかないのではないのかなと思います。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） それしかなないのであれば、今後どんな事故が起きても、米軍がそう言って、それを信じましたということしか言えなくなってしまいます。ちゃんと一つ一つ米軍が提示されたことに対して、町としての立場を述べていけるような町長でなければ、やはり実際にそういう位置にある町の町長としては、私は不十分ではないのかなといふふうに思うということを指摘して、次の質問に移ります。

小川原通跨線橋の通行止めに係る問題で、集落内の店舗とか施設に来る人が減っているということで、町長さんのほうからは案内板の設置が可能かどうか検討するというお話でした。これは、検討すればきっとそれが必要だということになるのだといふふうに私は受け止めて、ぜひ前向きに検討してほしいなといふふうに思います。

それで、これに関わって1つお伺いしたいのだけれども、1年半たちました。ただ、今の時点で次に橋を通れる日がいつになるかというのは確定していません。多分今年度中にそういう見通しもしっかりと、何年後というのが出るのだと思います。その間どのような影響が起こっていくのかということは予想しなければならないことだといふふうに思うのです。

今回案内板の設置をお願いして、それは検討していただけるということなのですが、跨線橋の架け替えは建設の事業で、担当課としては建設課ですよ。

ただ、跨線橋の架け替えという事業を行って、その影響がいろんな商売とか農業とか住民の暮らしに出るといった場合、そういうことへの対応をどうするのかというふうに考えていただくのは、これは何課が考えるのか。建設課の仕事ですか。

○議長（岡山粕男君） 建設課長。

○建設課長（附田誠吾君） それでは、お答えさせていただきます。

建設事業に伴っての事象でございますので、建設課が担当ということで考えております。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） 町長も同じ考えですか。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをします。

同じ考えでございます。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） 橋の架け替え工事は大変大きな事業で、建設課にはしっかりとその仕事をやっていただきたいというふうに思っています。ただ、橋を架け替える、建設する事業は事業でやっていただきたいのですが、その際に出る影響の大きさを考えれば、これは建設課だけでそのことを、むしろ建設課がそんなことにとらわれてという言い方をしているのか、建設課はしっかりと建設の事業をやっていただく。ただ、住民のサポート、地域のサポートというのは、もっと別な角度からされるべきものでないのかなというふうに私は思うのです。商売やっているお店の来客が減っていく、それもやっぱり建設課が考えるのか。もっと違う観点で見えていただけないのかなと思うのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

こういう部分に関しては、どうしても、今まで通行している道路がなくなったということになるかと思えます。例えば迂回路であったり、そういった道路との関わり合いがやはり大きくなってくると思えます。ですので、今の道路の住民説明会においても、これは建設課のほうの説明に上がっていますし、そう

いったことがあるとするならば、例えば行政連絡員会議であったり、そういった部分で声が上がってくる部分もあるかと思えます。当然主体としての部分は建設課が話を承ることになると思えますが、横の各部局との協力の中でやっていくと思えますが、取りまとめは建設課になると思えます。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） 一般的にインフラの工事によって、その周辺で商売されている方が来客が減ったりということで、それに対する補償というのは一般的にはされないのが普通だというのは私も存じております。ただ、一般的にはされないのだけれども、やってはいけないということでもない。行政を担うというのは、やっぱりみんながうまくいっているかどうかというのをしっかりと見るということだと思っております。だから、住民から訴えがある場合もあるでしょうし、ただ住民としては訴えることができなくて、泣き寝入りしている場合もあるかもしれません。そういったところに目配りをする行政こそが求められているのではないのかなということを指摘して、このお話は終わりたいと思えます。

次、行政連絡員、補助員の活動について、行政連絡員、補助員はさっき最初にお話ししたように、町長もお話ししていましたが、広報紙や選挙公報等の配布に関する事、その他書類の配布、収集及び連絡等に関する事というのが行政連絡員や補助員の職務なのです。金銭の取扱いがこの中に含まれているようには見えないのですが、この規定の中にそれを含んでいるというふうに考えるのでしょうか。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

行政連絡員の職務の中に、この規定の中には含まれてはおりませんが、現金の取扱いについてのものは、交通災害共済保険であったり、赤十字であったり、福祉協議会、いわゆる町民に直接関わることであって、町が主体的に取り組まなくてはならない部分でございます。ですので、いわゆるボランティア活動、そういった形の中で、例えば弱い人を助けるための活動でございますので、町内会長さんたちにご協力を仰ぎながら、ご理解をいただいて、ご了解いただいて活動していただいているものと認識をしております。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） 町内会の活動の担い手がだんだん難しくなっているということを先ほど指摘申しました。町内会というのは任意の団体で、やろうとする人がいなければ、なくなる可能性もないわけではないという団体です。しかも、そこに居住したことによって会員の対象になるわけです。だから、しっかりと町内会を維持、発展させようということになれば、その居住した人全てがやはり町内会に加入していただくということが大事になります。だから、そのための条件をちゃんとつくっていく必要があると思うのです。

班長になった、行政連絡員になったということの負担もありますけれども、町内会に入ると、要するに募金などが機械的に集金に来られるということとか、お金にまつわる煩わしさというか、そういったものがたくさん話として聞かれるわけです。集金する側も、例えば私の町内会なんかでも、1班10軒あれば、半分ぐらいがお年寄りの独り暮らしの家庭という班もあります。もう働き盛りの人たちだけで組織されているような中身ではなくなってきているのです。そうした中で、どうやって町内会を維持させていくのか、発展させていくのかということを考えれば、町長は町にとって大事なことからお願いしていると言っただけけれども、私からすると町内会の在り方として、本来必要としないところの活動は、できるだけ負担にならないように変えていくということが大事ではないのかなというふうに思うのです。

この募金に関して言うと、募金を訴えているのは町でもなければ町内会でもないのです。募金を訴えている団体はあるのだけれども、その団体の方が募金をお願いしに来るのではなくて、町にそのためのものが来て、そのものが町内会の班長さんたちに渡されると。渡された人たちは、渡されたからこれをやらなければならない仕事だと思ってやるわけです。それは、募金本来の中身と違う。やっぱりやる主体の方がちゃんと訴えるのが募金活動というものです。それがそうっていないというところに問題があるし、今この募金のやり方もホームページを見れば、ちゃんとインターネットでもできるというふうになっているのです。だから、昔のように現金をもらって歩くというスタイルを変えていく条件はできてきているというふうに思うのです。それを踏まえれば、町内会の活動が円滑にいくということも考えれば、こういった金銭、大体今学校な

んかでも、もう学校で金銭を集めるようなことはなくしているわけです。そういう人の手を介せば、何かトラブルがあったら大変だということで、こういったことを行政連絡員や補助員の皆さんにさせるということは、もう時代からいってやめたほうが、互いに発展を築いていくためにもいいのではないかと私は思うのですが、そういう立場に立てないでしょうか、町長。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

今様々、市川議員のいろいろな考えをいただきました。まず、あくまでもこういったものはボランティア活動の一環であり、なおかつこの受益者、便益は町民そのものに返ってくるものだというふうに私は理解しており、皆さんに協力を仰いでいるところでございます。その団体がやればいいではないかと言いますが、各自治体はその団体に加盟している、そういった背景もありますので、各自治体でしっかりその役割分担をして進めているという背景があることをまずご理解をいただきたいと思えます。

そして、いわゆる現金の取扱い、先ほど市川議員のほうから、この現金の取扱いがまさに町内会活動の足かせ、衰退につながっているような意見もありましたが、私はそれだけが町内会の足かせになっているとは考えておりません。

もう一つ、先ほど議員のほうから、独り暮らしの高齢者が増えて、そういった活動をするのが大変だというお話がありました。そういった場合は、町内会の中で、まさにボランティア活動ですから、ボランティアができる方々がボランティアしていくと、そういうふうなのは町内会おのおので話し合えばいいでしょうし、また町内会というのはそもそも一人一人のそこにお住まいの方々が、町内会があったほうが良いという形の中で、そういった町内会というコミュニティーをつくって、例えばそれが午前中にも質問がありましたごみを本当は個人個人で持っていかなくてはならないけれども、ごみの収集場所をみんなで作って管理して、そこで収集に来てもらうことによって、一人一人の煩わしさを町内会がしっかり中に入って、皆さんが暮らしやすいようにしている部分だと思えます。

なおかつ、独り暮らしの高齢者が増えてきている、それこそが今回の募金とかそういったものの受益になると私は思っています。そういった人たちを助け

る福祉の部分、要素が多く、そういった人たちのためにみんなでボランティア精神でもってやっているものだと思います。市川議員もボランティアであったり、福祉であったり、そういったものには大変精通している方で、今までの質問の中でも、そういったことをいろいろとご質問していただきました。そういった意味では、ボランティア活動がいかに重要であるかということ、またそういった高齢者が増えている中で、インターネットで募金するということがいかに大変なことかということも、当然高齢者の方々がインターネットを駆使するというのは、ちょっと難しいのではないかなと思います。そういった部分で、デジタルではなくて、ちょっとアナログな部分も必要だと思いますし、そういったのを皆さんに協力を仰いでいきたいというふうに、これからもそういうふうにやってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） どうしてもお年寄りからも参加を求めるという形の姿勢かなと。確かに募金というのは、様々いいことに活用されているのは分かっています。ただ、基本的には、いろんな問題というのは政治の場、行政の場で解決されるべきもので、募金でやっているということは補助的な活動にすぎない。だから、根本的にはもっと政治をしっかりやるというのが大事なところですよ。

行政連絡員設置規則にもう一回立ち返りますけれども、広報紙や選挙公報、書類のことは職務として示されています。募金は、これは必ず行政連絡員、補助員が担わなければならないものですか。それとも、あくまでもお願いで、その受け止める側、任意のものとして判断できるものですか、その辺をお答えください。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 規則に従った場合、当然それはお願いをして、ご了解を得て協力をしていただいているということになると思います。今の規則の中では、そこには強制力はないものと認識しております。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） 強制力ないのですよね。しかも、行政連絡員、補助員に

なられる方はどなたがなるのか様々でしょうけれども、様々な考えの方がそういう役割に就きます。例えば募金に異議ありという人もいるかもしれません。そういった場合、これはその方の考え方で判断してやるということですのでよろしいのですね。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

町内会という単位でお願いをしているものでございます。つまり町内会の総意で行っているという判断ですので、その方その方の個別の見解で、例えばある人が町内会長になったら、私は集めるけれども、次の年に町内会長になった人が私は集めないとかという、そういう妙な形になると思います。町内会の総意として、町内会に町としてはお願いをしておりますし、また町内会の同意を得て、そのような形になっていると思っています。

ちなみに、行政連絡員会議等で、そういうふうにして私のところではできませんというふうな話になったこともありませんので、ご報告いたします。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） 町内会にお願いしているというのは、どこで決まっているの。そういうことは現実にはないでしょう。町内会にお願いしているのではないです。行政連絡員、補助員の活動の一環として、それが担わされているということだけです。町内会にそんなお願いが来たことはありません。町長が言っていることは間違っているのです、訂正してください。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 訂正をいたします。町内会ではなく、町内会長にお願いをしているということでございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） ちゃんと正確に言ったほうがいい。町内会長と行政連絡員が同じケースもあるけれども、町でやっているのは行政連絡員会議でしょう。その際、行政連絡員にお願いしているという話でしょう。それは行政連絡員個々は受けているかもしれないけれども、それを町内会の会長として町内会にかけてやっているというところは様々だと思います。必ずしもそれが町内会会長の任務として受け止められているというふうにはならないので、行政連絡員で

すよね。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 失礼いたしました。行政連絡員会議にかけているということですので、行政連絡員です。

○議長（岡山粕男君） 市川俊光議員。

○10番（市川俊光君） だから、そもそも町長が言った町内会の総意でやっているなんていう話でないのです。町が委任している行政連絡員や補助員に、こういう言い方はひどいが、やらせているという仕事なのです。そこをちゃんと考えないと、何もこれは町内会全体のボランティア活動だなんていう話でないのだから、そこは町として責任あるわけです、その人たちにやっていただいているわけだから。そこをちゃんと考えてほしいという話をしているのです。

ちょっと認識が不足していて、これ以上お話ししても、多分いい回答をいただくところまで町長の考えは進まないと思いますので、以上で私は質問を終わりたいと思います。よく今回のやり取りを踏まえて、検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡山粕男君） これで10番、市川俊光議員の一般質問を終わります。